

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	定額減税補足給付金支給事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、定額減税補足給付金支給事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

千代田区長

## 公表日

令和7年4月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金給付事務
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、区要綱に基づき定額減税を補足する給付として、定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)支給に関する以下の事務を取り扱う。 ①対象者の抽出・管理 ②公金受取口座の照会 ③給付金の支給・管理
③システムの名称	給付金システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税調整給付金等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部コミュニティ総務課
②所属長の役職名	コミュニティ総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-0074 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部情報システム課情報セキュリティ担当 TEL 03-5211-4146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-0074 千代田区九段南1-2-1 千代田区地域振興部コミュニティ総務課管理係 TEL 03-5211-4181

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月25日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)給付事務	定額減税補足給付金給付事務	事前	
令和7年4月25日	I 関連事業 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	定額減税補足給付金(調整給付)	定額減税補足給付金(調整給付及び不足額給付)	事前	
令和7年4月25日	I 関連事業 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第9条第1項、別表第1第101の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表の135の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> </ul>	事後	
令和7年4月25日	I 関連事業 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号</li> <li>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号 別表の135の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示</li> </ul>	事後	
令和7年4月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	